

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和4年4月12日（火曜日）
午前10時0分開会、午前11時58分散会
 - 2 場所
第1委員会室
 - 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穩至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
 - 4 欠席委員
なし
 - 5 事務局職員
糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記
 - 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
小野政策企画部長、菊池副部長兼首席調査官、竹澤参事兼政策企画課総括課長、
本多特命参事兼政策課長、高橋評価課長
 - (2) 総務部
千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、今野税務課総括課長、
 - (3) 復興防災部
佐藤復興防災部長、工藤副部長、田端消防安全課総括課長
 - 7 一般傍聴者
なし
 - 8 会議に付した事件
継続調査（政策企画部関係）
「政策評価について」
 - 9 議事の内容
- 菅野ひろのり委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。
この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。
糠森担当書記。
及川担当書記。
藤原併任書記。
柳原併任書記。

高橋併任書記。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、政策企画部の人事紹介を行います。

新任の小野博政策企画部長を御紹介いたします。

○**小野政策企画部長** 政策企画部長を拝命いたしました小野でございます。県民のため誠心誠意務めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**菅野ひろのり委員長** 続きまして、新任の上和野里美理事を御紹介いたします。

○**上和野理事** よろしくよろしくお願いいたします。

○**菅野ひろのり委員長** 小野政策企画部長から、政策企画部の新任の方々を御紹介願います。

○**小野政策企画部長** 政策企画部の職員を御紹介いたします。

菊池芳彦副部長兼首席調査監です。

竹澤智参事兼政策企画課総括課長です。

佐藤益子参事兼秘書課総括課長です。

本多牧人政策企画課特命参事兼政策課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

星野俊一広聴広報課報道課長です。

内城仁総括調査監です。

佐藤直樹総括調査監です。

高橋秀司調査監です。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**菅野ひろのり委員長** 御苦労さまでした。

次に、総務部の人事紹介を行います。

新任の千葉幸也総務部長を御紹介いたします。

○**千葉総務部長** 千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**菅野ひろのり委員長** 千葉総務部長から、総務部の新任の方々を御紹介願います。

○**千葉総務部長** それでは、総務部の職員を紹介させていただきます。

村上宏治副部長兼総務室長でございます。

加藤勝章参事兼人事課総括課長でございます。

草木秀二総務室法務・情報公開課長でございます。

熱海淑子人事課特命参事兼職員育成課長でございます。

加藤真司行政経営推進課総括課長でございます。

和田英樹管財課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**菅野ひろのり委員長** 御苦労さまでした。ありがとうございます。

次に、復興防災部の人事紹介を行います。

新任の佐藤隆浩復興防災部長を御紹介いたします。

○佐藤復興防災部長 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 佐藤復興防災部長から、復興防災部の新任の方々を御紹介願います。

○佐藤復興防災部長 復興防災部の職員を名簿順に2回に分けて御紹介させていただきます。

大畑光宏副部長です。

松本淳副部長です。沿岸広域振興局副局長を兼任しております。

高橋新吾復興危機管理室管理課長です。

武蔵百合復興危機管理室特命参事兼放射線影響対策課長です。

澤田彰弘復興推進課総括課長です。

森田竜平復興くらし再建課総括課長です。

和田英子復興くらし再建課被災者生活再建課長です。

戸田新防災課総括課長です。

駿河芳典防災課防災危機管理監です。

田端政人消防安全課総括課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部の人事紹介を行います。

熊谷ふるさと振興部長から、ふるさと振興部の新任の方々を御紹介願います。

○熊谷ふるさと振興部長 それでは、ふるさと振興部の新任職員を御紹介いたします。

鈴木俊昭ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長兼県北・沿岸振興室長です。

I L C推進局企画総務課総括課長を兼任しております。

続きまして、渡辺謙一交通政策室長です。

藤原由喜江科学・情報政策室長です。

大森健一市町村課総括課長です。地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

岡部春美調査統計課総括課長です。

山本洋樹地域振興室地域振興課長兼ふるさと振興監です。

竹花光弘県北・沿岸振興室県北振興課長です。地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

山田智幸交通政策室地域交通課長です。

佐藤光勇科学・情報政策室科学技術課長です。

木村幸地科学・情報政策室デジタル推進課長です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、I L C推進局の人事紹介を行います。

新任の箱石知義 I L C 推進局長を御紹介いたします。

○箱石 I L C 推進局長 ただいま御紹介いただきました I L C 推進局長の箱石と申します。議員の皆さんの御指導をいただきながら、I L C の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 箱石 I L C 推進局長から、I L C 推進局の新任の方々を御紹介願います。

○箱石 I L C 推進局長 それでは、I L C 推進局の新任職員を御紹介いたします。

佐々木哲副局長兼事業推進課総括課長です。

藤島謙事業推進課計画調査課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、出納局の人事紹介を行います。

新任の木村久会計管理者兼出納局長を御紹介いたします。

○木村会計管理者兼出納局長 木村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 木村会計管理者兼出納局長から、出納局の新任の方々を御紹介願います。

○木村会計管理者兼出納局長 出納局の新任職員を御紹介いたします。

宮昌隆出納局副局長兼総務課総括課長でございます。

安倍均総務課特命参事兼入札課長でございます。

今雪博貴会計課総括課長兼会計指導監でございます。

最後に、佐藤政幸会計課審査課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いします。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、人事委員会事務局の人事紹介を行います。

新任の菊池正勝人事委員会事務局長を御紹介いたします。

○菊池人事委員会事務局長 菊池でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、監査委員事務局の人事紹介を行います。

新任の藤澤良志監査委員事務局長を御紹介いたします。

○藤澤監査委員事務局長 藤澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 藤澤監査委員事務局長から、監査委員事務局の新任の方々を御紹介願います。

○藤澤監査委員事務局長 監査委員事務局の新任職員を御紹介いたします。

及川博英監査第一課総括課長でございます。

佐々木良生監査第二課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、警察本部の人事紹介を行います。

長谷川警務部長から、警察本部の新任の方々を御紹介願います。

○長谷川警務部長 警察本部の新任の職員を紹介いたします。

菅野一也生活安全部長です。

玉澤賢一刑事部長です。

阿部裕一交通部長です。

田村剛警備部長です。

金田一正人警務部参事官兼首席監察監です。

菅原英二警務部参事官兼県民課長です。

藤齋司警務部参事兼会計課長です。

高橋幸伸監察課長です。

渡辺利美生活安全部参事官兼生活安全企画課長です。

大越剛生活安全部参事官兼地域課長です。

岩間茂生活安全部参事官兼人身安全少年課長兼刑事部参事官です。

熊谷秀一刑事部参事官兼刑事企画課長です。

藤林隆博刑事部参事官兼捜査第一課長です。

阿部好暢刑事部参事官兼捜査第二課長です。

南部一成交通部参事官兼交通企画課長です。

佐藤普交通部参事官兼交通指導課長です。

金崎将樹警備部参事官兼公安課長です。

黄川誓二総務課長です。

以上で警察本部の紹介を終わります。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

以上で執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、さきの2月定例会において閉会中の継続調査事件として議決されているものに総務部及び復興防災部関係の案件がないため、総務部及び復興防災部職員に対する委員会への出席要求を行っておりませんが、総務部及び復興防災部から、岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてほか1件について発言を求められております。このため、政策企画部関係の継続調査終了後、総務部及び復興防災部職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより政策評価について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っております。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋評価課長 政策企画課評価課長の高橋でございます。岩手県の政策評価システムについて御説明いたします。

まず、資料2ページをごらんください。本日は、この目次のとおり評価システムの成り立ちや他の都道府県の動向などを含め、現行の評価システムについて御説明いたします。

次の3ページをごらん願います。まず、評価システムの成り立ちについてであります、平成9年ごろの時代背景といたしましては、平成11年に地方分権一括法が成立したように、第1次地方分権改革が進められ、地方自治体には自己決定、自己責任の基盤となる政策形成能力の向上が求められていたこと、またバブル経済の崩壊による経済情勢の悪化に伴い、効率的な行財政運営が必要とされていたこと、それまでの行政においては予算の獲得や事業執行等に重点が置かれ、事業成果の検証や施策の見直しなどの評価機能が十分ではなかったこと、さらに民間企業における経営手法などを公共部門に適用するニューパブリックマネジメント導入による公共部門改革の流れ、さらには住民に対する説明責任の徹底が求められていたことなどを背景にしまして、都道府県で初めてとなります三重県による事務事業評価システムの導入や、国の機関における政策評価に関して法律が制定されるといったような時代背景でございました。

次のページ、4ページをごらんください。本県の政策評価システムをめぐる経過といたしましては、まず平成9年に事務事業評価、さらに平成10年に公共事業評価を導入いたしまして、平成12年の政策評価の試行を経まして、平成13年に事務事業評価、公共事業評価とあわせました政策評価システムとして政策評価を本格実施しております。これにつきましては、平成11年に策定した総合計画の着実な推進を図るというものでございますが、総合計画には当時として先進的だった数値目標の導入がなされまして、その主要な指標による進捗状況の把握等ということは、全国的にも特徴的な取り組みでございました。

続いて、平成15年におきましては、政策等の評価に関する条例を制定いたしまして、平成16年に施行しております。

平成20年におきましては、政策評価システムの大きな見直しを行っております。政策評価の主要な目的としては、施策や事業の質を高めるためのフィードバックであるという考え方から、それまで4月から6月に実施していた評価を2段階で行うこととしまして、5月から7月に指標の達成状況の把握とその要因分析を行うという実績測定評価を行って、さらに9月から11月に実績測定、さらには当該年度の足元の年度のその時点までの取り組み状況を踏まえた課題の抽出とその対応の方向の整理を行うという政策形成支援評価を行うこととしております。これは、予算要求前に政策等の必要な検証を行って、評価を政策立案のスタート段階とするという位置づけを明確化したものでございます。

さらに、平成23年におきましては、東日本大震災津波を受けて、評価調書作成作業の省力化、さらには事務事業評価調書を個票の形から一覧表にするなどの簡略化を行っております。

令和2年におきましては、新しいいわて県民計画（2019～2028）に基づく評価を行うに当たりまして、幸福関連指標など客観的指標だけでははかることのできない課題が存在する可能性を考慮しまして、指標を補う形で県民の幸福実感を活用しております。具体的に言いますと、県民意識調査で把握した県民の幸福実感について、その変動要因を分析しまして政策評価における課題の抽出に活用しております。

また、分野の評価におきましては、指標の達成状況がよくても、その分野に係る県民の幸福実感が基準年と比べて低下している場合には、評価区分を1段階下げるといったようなこともしております。

以上が評価システムの成り立ちでございます。次の5ページから現行の評価システムについて説明いたします。次の5ページをごらんください。ここには、条例等の規定について記載しております。まず、第1条の目的でございますが、この条例によりまして、評価に関し基本的な事項を定めることにより政策等を評価し、その結果を次の政策等の企画立案等に適切に活用していく仕組みを確立しているということでございます。そのことで限られた財源の効果的かつ効率的な活用を図りながら、質の高い行政活動を推進することと、行政の活動によってどれだけ県民にとっての成果が得られたのかという政策等の成果や質を重視するという行政運営の実現を図ることを目的としております。

さらに、政策評価につきましては、この中段の第4条におきまして、県政の総合的な計画の着実な推進を図るため、政策、施策及び主要な事業について総合的に行う評価として規定しております。

評価の基準につきましては、規則におきまして目的、県民の意向、社会経済情勢からみて施策及び事業の実施が妥当であること、目的又は目標の実現に向けて、想定した効果があらわれていること、評価の方法としましては、指標の達成状況、県民の意向に関する調査の結果等により、政策等の効果を検証することと規定しております。

次の6ページをごらんください。評価体系につきましては、先ほどの条例の規定のとおり、現行のいわて県民計画（2019～2028）の体系に基づきまして、政策推進プランの各階層であります政策分野、政策項目、具体的推進方策、政策推進プラン構成事務事業におきまして評価を実施しております。

下段に計画体系図がございますけれども、条例で言っております政策につきましては、政策分野と政策項目、それから具体的推進方策、主要な事業であります事務事業の各階層につきましては、それぞれ目的と手段の関係となっております。

10の政策分野におきましては、図の右に記載しておりますとおり、いわて幸福関連指標を設定しまして、地域社会を構成するあらゆる主体が目指すべき姿を表す指標として選定をしまして、選定に当たりましては県民にわかりやすく、全国比較が可能で毎年度把握ができる指標を選定しております。目標値につきましては、全国平均値や全国順位等を勘案しながら設定しております。

それぞれの政策分野にぶら下がる政策項目におきましては、政策分野に設定したい

わて幸福関連指標のうち、その項目に関連するいわて幸福関連指標を設定しております。

さらに、その 50 の政策項目には、県が主体となって取り組む施策でございます具体的推進方策がぶら下がっておりますが、具体的推進方策指標を設定しまして目標を示しているところがございます。

さらに、それぞれの具体的推進方策を構成する事業におきましては、それぞれ事業の活動内容を示す活動内容指標、それから事業の成果を示す成果指標を設定して目標を示しております。

次の 7 ページをごらんください。こちらに政策、施策、事業の関係性を図示したロジックモデルをお示ししております。こちらについて、この一番上の段につきましては、県が実施する事業がどのように政策の成果につながるかについてのフローを一番上の段にお示ししております。

中段につきましては、具体的な事例としまして安全の分野の 1 事業を例示しております。構成事務事業におきまして開催する防犯に関する講習会に多くの住民の方が参加することによって、地域の防犯意識が高まり、さらに防犯活動を行う団体がふえる等の効果が発現することで、最終的には犯罪が減少し、政策の目的である安全安心が実現されるというロジックの流れとなっております。

したがって、一番下の事務事業におきましては、講習会の開催という活動内容指標と講習会の参加者が成果指標となって、施策であります具体的推進方策としましては、防犯活動を行う団体の増加などが指標となり、いわて幸福関連指標としましては、犯罪件数の減少といったものが指標として考えられるということになっております。

次の 8 ページをごらんください。前計画との比較を行っております。違いといたしましては、前計画におきましては、資料左側になりますけれども、政策項目におきまして目指す姿指標というものを設定しております、資料右側にありますが、現在の政策推進プランにおきましては、政策分野と政策項目にいわて幸福関連指標を設定しております。当課につきましては、この政策体系に沿って評価を行っております、政策分野につきましては、前計画におきましては政策項目を踏まえた定性的な評価を行っていましたが、現在はいわて幸福関連指標の達成状況も踏まえた評価を行っているところがございます。政策分野につきましては 7 分野から 10 分野、政策項目については 44 から 50、具体的な推進方策につきましては 177 から 203 方策ということになっております。

次の 9 ページをごらんください。評価の方法についてまとめたものでございます。2 段階で行うことといたしております評価でございますが、5 月から 7 月までに行うこととしております実績測定評価につきましては、政策推進プランに掲げる指標につきまして目標を達成しているか、どこまで達成していたかの達成度を測定しまして、達成状況について達成しなかった原因は何か、その要因を分析しているところがございます。

(2)の 9 月から 11 月に行う政策形成支援評価でございますが、政策分野につきましては、いわて幸福関連指標の達成状況に加えまして、取り巻く状況、県民意識の状況を踏まえて

評価をいたしております。政策項目につきましては、関連するいわて幸福関連指標の達成状況に加えて、具体的推進方策における県の取り組み状況、政策項目を取り巻く状況などを踏まえて評価、具体的推進方策については、具体的推進方策指標の達成状況に加えまして、構成する事務事業の取り組み状況を踏まえた評価を行っております。

次の10ページをごらんください。こちらは、PDCAサイクルについての説明となっております。右下のチェックの部分が政策立案のスタートとなっております。実績測定評価を行っております。現状がどうなっているか分析検証を行いまして、その次、左下のアクション、改善におきまして政策形成支援評価として現状を踏まえて今後どうしていくのか、実績測定を踏まえた課題の抽出と来年度以降どうするか今後の方向について整理しているところがございます。その上で左上のプラン、次年度の予算編成につなげているということとなっております。

次の11ページをごらんください。年間のフローを記載しております。政策評価のうち、先ほどの実績測定評価につきましては、主要施策の成果に関する説明書といたしまして取りまとめて、9月定例会において報告させていただいております。政策形成支援評価につきましては、実績測定評価の結果、それから県民の幸福感に関する実感の分析などを踏まえまして評価を実施して、政策評価レポートといたしまして12月定例会に報告させていただいております。

さらに、評価結果につきましては、予算編成を経まして、政策評価結果等の政策等への反映状況報告書ということで2月定例会に報告させていただいているところであります。

以上が現行の評価システムの説明となります。

次の12ページをごらんください。ここからが他の都道府県の動向でございます。出典につきましては、総務省が公表しております地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果でありまして、こちらは平成29年に公表された調査が直近となっております。その結果によりまして、まず行政評価の導入状況でございますが、全都道府県で導入済みということとなっております。

行政評価の根拠としましては、条例を根拠としている都道府県は、本県を含んで6道県ということとなっております。こちらは条例とすることで政策評価システムの根拠を明確にし、県議会の議決を得た継続的で信頼性の高い制度とするとともに、成果重視の行政運営を目指す県の姿勢を明確にしたというものでございます。

次の13ページをごらんください。こちら行政評価の対象でございますけれども、政策、本県の場合につきましては政策分野と政策項目になりますけれども、政策を評価の対象としている都道府県は27団体、施策、本県の場合は具体的推進方策となりますけれども、施策を評価の対象としているのは41団体、さらに政策、施策の全てを評価の対象としているのは本県を含め18団体となっております。

評価指標の導入状況につきましては、45団体で指標を導入しております。予算編成の活用状況としては、回答がなかった1団体を除いて全ての団体で活用しているという結果

となっております。

次の14ページをごらんください。こちら幸福に関連した国の動向としまして、国における幸福等に着目した指標設定や取り組みに関する動きを記載させていただいております。内閣府におきましては、経済社会の構造を人々の満足度の観点から多面的に把握し、政策運営に活かしていくことを目的として、満足度・生活の質を表す指標群として公表しております。指標群については、いわて幸福関連指標と共通の指標があるところでございます。

次の15ページをごらんください。参議院の予算委員会におきまして、幸福を構成する領域に基づく指標の作成、政策への活用の事例としまして、本県の幸福に関する指標の体系が取り上げられたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○**本多特命参事兼政策課長** 政策企画課政策課長の本多でございます。私から第2期政策推進プランの策定に向けた現時点での想定スケジュールについて御説明申し上げます。

配付資料16ページをお開き願います。第2期政策推進プランにつきましては、令和4年度中の策定を目指しているところでございますが、第1期プランの評価を踏まえた検討を進めていくこととしているところでございます。このため、まず表中、上段の①、令和3年度実績の把握・評価とありますが、①に記載のとおり、令和3年度の実績測定評価を行いながら、次の下段、②に記載のとおり、第1期プランの暫定的な総括を進めてまいりたいと考えているところでございます。その後、第1期プランの暫定的な総括を踏まえまして、見直し・策定作業を進めまして、第3四半期の後半ころを目途に第2期政策推進プラン案をお示しし、策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、策定に当たりましては、総合計画審議会のほか、表中の中段、③に記載のとおり、パブリックコメントや地域説明会を初め多様な主体から幅広く御意見を頂戴し、進めてまいりたいと考えております。

このスケジュールにつきましては、現在の想定を示したものになりますが、表中の下段、⑤及び参考として記載のとおり、現行の第1期政策推進プランにつきましては、12月定例会において素案を報告するとともに、2月定例会において最終案を報告し、意見を頂戴しながら策定したところでございますので、そうしたスケジュールも参考に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、資料の下段をごらんください。第2期政策推進プランの策定に当たっての留意事項というところですが、本プランにつきましては、長期ビジョンで掲げる目指す姿の実現に向けまして、重点的、優先的に取り組む政策などを具体的に示すものとなりますので、策定に当たりましても改めて市町村や企業、団体、個人などさまざまな主体から幅広く意見を伺い、作成してまいりたいと考えているところでございます。

また、第1期プランの評価結果に加えまして、令和4年度当初予算の附帯意見としても頂戴いたしました東日本大震災津波からの復興の進捗、それから新型コロナウイルス感染症の状況など社会情勢の変革もしっかり踏まえつつ、策定を進めてまいりたいと考えてい

るところでございます。

さらに、幸福関連指標と施策との関係性や、指標の妥当性、整合性といったものにも留意しながら策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○高橋こうすけ委員 PDCAサイクルについて質問なのですが、年に1回見直しをしてさらによくしていこうという流れで認識は合っていますでしょうか。

○高橋評価課長 PDCAサイクルの回し方でございますけれども、年に1回ということで、先ほど説明しました昨年度の実績を踏まえた実績測定評価をまず行いまして、さらにはその後の当該年度の途中までの状況も含めて評価を行いまして、課題の抽出をしております。さらに次の予算編成につなげるということで、年に1回サイクルを回すことにしております。

○高橋こうすけ委員 システムとしては非常にいいことだと思っております。ただ、PDCAサイクルという話をするのであれば、どういうやり方がいいのかということを年に1回修正をするということではなく、もっと短いスパンで繰り返し、繰り返し見直して進めていくものでございますので、それが難しいということであれば、内々でどういうやり方がいいかというのを2カ月、3カ月に1回見直ししながら、修正しながらやっていくということが必要と思っておりますが、その辺の認識について教えていただければと思います。

○竹澤参事兼政策企画課総括課長 評価のサイクルの御質問かと思えます。サイクルにつきましては、先ほど評価課長から年に1回という御説明をさせていただきましたけれども、スパンにつきましては、資料の11ページをごらんください。初めに、実績測定評価を前年度の指標の達成状況等について4月ごろをめぐりに1度評価いたします。その後評価レポートという形で議会にも御報告をさせていただいておりますけれども、それを作成するに当たっては、指標の達成状況に加えて、当該年度のそれまでの事務事業の進捗状況ですとか社会経済情勢やそれまでにわかった県民意識調査等の結果も踏まえて評価をし、さらにその評価結果を踏まえて各事業担当部が要求をし、事業については一件査定で総務部が査定することで、サイクルとしては1サイクルではありますけれども、多段階で評価を行っているという、流れになっております。

○高橋こうすけ委員 おっしゃっていることはもちろんで、確認をしながらというのは非常にいいことだとは思いますが、どう直していくかということ、その次どう改善していくかということは年に1回しかないと私は受け取っておりましたので、次々によくしていこうではないかと進めていかないと、なかなか進んでいかない話になってしまいます。その辺をいま一度検討して進めていただければと考えておりました。以上で終わります。

○小野政策企画部長 高橋こうすけ委員からお話がございましたPDCAサイクルでございますけれども、御説明申し上げましたように評価制度につきましては、1回といった

ことでございます。

一方で、それぞれの事業を持っている職場でいいますと、例えば毎月あるいは四半期に1回といった形で進捗管理、例えば所属長が集まって会議をしております、それぞれ月ごとあるいは四半期ごとの取り組み目標、それから取り組み状況といったものも、これはあくまでも進捗管理といった感じでございますけれども、進めております。もし、この達成に影響が出るような状況であれば、それは当然その事業、予算の範囲内で何が課題かといったことで進めていかなければいけないといった取り組みはしております。なかなかそこが見える化されていないといった課題はございますけれども、庁内ではそういった形でPDCAとは別に進捗管理している状況でございます。

また、もう一つ、PDCAサイクル、基本的に1年ごとでございますけれども、今回まさに4年間のアクションプラン、大きく回す意味での決まったPDCAサイクルではないのですけれども、次のアクションプランに移るという非常に重要な年度と考えております。そういった点もあわせて、しっかり御意見等を踏まえまして、どういう形で次のアクションプランを回していくのがいいのかといったことも検討してまいりたいと思います。

○高橋穩至委員 整理したいのですが、今、次のアクションプランをつくる、4年間のスケジュールをつくるための作業を16ページに書いてあるような流れで取り組んでいると思います。要は第1四半期というのは、これは1年間を四つに分けているということですよ。今の状況ですけれども、毎年行われている11ページの作業をしながら、最後のページのものを行っているということだと思うのですけれども、決算特別委員会でも予算特別委員会でも新型コロナウイルス感染症の状況というのをさまざまに言われていて、そもそも指標のあり方がこれでいいのかという質問はたくさん出されているのです。今年度は始まったばかりかもしれませんが、達成すべき目標に対して、この指標が本当に妥当なのかという見直しをどこの時点で、また、この指標が本当に目指す姿に向かっているのかどうかをはかるものなのか、指標設定というのを早めに決めないと、次の政策がつかれないと思うのです。それをどこの時点までに、どこの段階までにやろうとしているのかお聞かせいただければと思います。

○竹澤参事兼政策企画課総括課長 指標の見直しをどの時期からという御質問かと思えます。担当レベルでは、指標につきましてはさまざま御意見を頂戴しておりますので、もっとより適切な指標はないのかということは常に業務の中で考えているところではございますけれども、全体としての取りまとめということになりますと、指標そのものは具体的推進方策、施策にぶら下がる指標となりますので、具体的推進方策をつくる過程の中でどの指標を当てはめて、その指標の達成状況で政策、施策を評価していくのが適切かということを考えていかなければならないということもございますので、全体的な取りまとめいたしましては、この16ページの指標の②の行の第2四半期後半から第3四半期のところになってくるのではないかと現時点では想定しております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、日々の業務の中では担当レベルとしては常に考

えているところではございます。

○高橋穩至委員 つくってしまってから変えるというのは大変なわけございまして、作業をする中で決算特別委員会の前には今のサイクルでやっている成果指標が出てきます。同じタイミングで、次がどう動いているかというのが示されないと、我々が見て、適切かどうかという検討をする時間がないのではないかと思いますので、そのタイミングはどう考えているでしょうか。

○竹澤参事兼政策企画課総括課長 前年度の指標の達成状況だけではなく、直近の場所ごとの指標の動向を踏まえた形で検討すべきという、そういう御質問という趣旨でよろしかったでしょうか。

○高橋穩至委員 そういうことではなくて。

○竹澤参事兼政策企画課総括課長 申し訳ございません。

○高橋穩至委員 要は、私たちが意見のやり取りをする時間が欲しいので、新しいプランの取り組みにおける指標の考え方というのを早めに出してほしいという意味です。今やっている作業は当然9月定例会に出されるとしても、見直した指標が早めに出されないと、その指標で組み立てられた次の計画がぎりぎりになって出されては、なかなか修正が利かないだろうと。

○竹澤参事兼政策企画課総括課長 大変失礼いたしました。ただいま高橋穩至委員からいただいた御意見を踏まえて、今後のスケジュールを詳細に詰めてまいりたいと思います。現時点では第3四半期の半ば過ぎから提示できるようにということで考えております。ただいまの御意見を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

○小野政策企画部長 現行の長期ビジョン、それから第1期アクションプランの策定の時点ですと、この表の一番下でございますけれども、第3四半期、12月定例会に先立ちまして総合計画審議会にも諮り、また議会にも、まず指標のみ、指標の目標水準が入っていない、こういった指標を使いたいと思っておりますという形で御説明いたしまして、その指標について足りない、あるいはこれは指標ではなくて参考指標にしたほうがいいのか、さまざまな御意見を頂戴し、修正し、最終的に2月定例会に向けてその指標の目標水準を定めて、改めてまたお諮りしたいということでございまして、できれば第2四半期まで最終年度の取り組みもあわせて事業自体も目標達成するように進めていくといったところもございまして、そこに傾注をしつつ、議会の中でもさまざまな御意見を頂戴しておりますのでこれについても、1個1個見直さなければいけないと思っております。先ほど説明でもございましたように、得られる指標の限界というのがあって、2年たたないとなかなか出てこない指標とか、あるいはどうしても他との比較ができないとかという形になってくると、結果的に指標に設定しても使えないのです。ですから、使えるもの、その中でベストのもの、できればその取り組みを体現するものがあるのですけれども、なかなか難しいといったところもあるのですけれども、これまで議会で御意見を頂戴したのものについては、一つ一つきちんと指標の設定については見直していきたいと思っております。それが第3四半期

とか言わないで、前半のところでチェックをかけなければいけないと思っております。

計画のつくり方全体、フレーム策定、要件について固めておりますので、御意見を頂戴しながらできるだけ早くお示しできるように取り組み、検討を進めてまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 考え方を整理していたのですけれども、今回、小野政策企画部長は2年ぶりで復帰をされて、外から見た政策推進のあり方と、実際これから次期アクションプランを作成する段階になって、いろんな考え方の違うものも出てくるのではないかと推察します。

私自身は、この幸福関連の総合計画について賛成したことを非常に悔いております。と申しますのは、今の世界情勢を見ている、アメリカを中心にして分断、景気の後退、その中で生活の質感というのを出すという、これは日本政府も取り上げていて、きょうも書いてありますようにwell-beingという考え方で、生活の質的ものを向上させるというもの。その裏返しには、既存の経済最優先でやってきたツケが回ってきたと。その奥底には経済が停滞していて、可処分所得もなかなか伸びてこないというところに世界、国民全体がそういう不満を持っていると。その不満の裏返しとして、こういうような政策的アプローチが出てきたのではないかと考えています。方向性としては間違っていないと思うのですが、これが県民一人一人の今行っている総合計画のアクションプランの遂行にしても、どれだけの県民がこのことに関心を持って前向きに進んでいるかという件については、私も含めてきわめて実感が薄いのではないかと思います。

加えて、今やるべきは、コロナ禍における私たちの暮らしの維持ですよね。ここに来て、この間も幸福白書なるものが私に郵送されましたけれども、非常に幸福というものに対する違和感が果てしないのです。今この時点で幸福かと。幸福を感じるために何をすべきか。いや、それどころではないでしょうと。これが県民の実感ではないでしょうか。

ことは遅まきながらも3大重要施策として人口減少問題やDXや脱炭素などについてやるというのは遅きに失したけれども、やらないよりはましかと思うのですが、私はこれから第2期アクションプランをつくるに当たって、県民の意識は非常に重要で、これは税金を投入してやるわけですから、何を優先するかは、特に県政にあっては喫緊の課題として新型コロナウイルス感染症対策というのがあるものだから、そこにどうやって政策企画部として力点を置いてやるかというのは非常に重大な局面だと思うのです。ある意味主観的幸福感というのは、もう置いていかれているのです。県民の中では。だから、提案の立場として、本当に実感のある政策をどうやるか、プラス市町村との連携をどうするかは、今の県政においてかなり立ちおくれになっています。そういう意味で、何か腰砕けになるような、非常に申し訳ないような気持ちも若干あるのですけれども、ここにも書いてある「つながり(=ソーシャル・キャピタル)」という意味では、全くと言っていいほど実感がなくいつているのではないかと考えています。

これから第2期アクションプランをつくっていくと、あなた方の中では完結していて、

こうやったほうがいいと、議会の言うことも聞いてこういうふうにしたほうがいいと。ところが、今私が前段に言ったものを含めていくと、あなた方の自己満足で終わってしまうのではないかと。

そして、先ほど高橋穩至委員からも話があったように、議会からの指摘で効果が上がっている指標かどうかと、そういう議論も県政全体の推進になって、それに応えてあなた方がこうやっているという考え方がどれだけの前進につながるのかということ、これは本当にじっくり考えていかないと、まさに構想、象牙の塔の中で進んでいってしまう。ややもすれば空想的な社会で、抽象的な社会の中であなた方が満足してしまう。

県民が望んでいるのは、実質的な今の窮地をどうやって抜け出せるだろうか。そこには産業施策であったり、私たちいわて県民クラブは人材の育成だったり、女性の活躍だったり、将来に種をまくようなことに投資をすべきだという考え方に立ってやっていますけれども、今の延長上で行くと、県民との意識の乖離はどんどん進んでいくのではないかという思いを私は持っていますし、重要な課題についていわて県民計画（2019～2028）に両足を置くのではなくて、推進すべきところに効果的にお金を投入して、将来に種をまくという方向性を示さねばならないと思います。その点について、小野政策企画部長の考え方を御披瀝願います。

○小野政策企画部長 先ほど高橋穩至委員からもお話しいただきました。また、ただいま飯澤匡委員からもお話ありました。2年間庁外におりまして、見ていてやはり計画というのは、つくるときの社会環境を前提としてつくっております。ただ、その環境というのは、安定的であればその計画は生きていくと思うのですが、大きく変化しているとき、それはその計画自体を見直さなければいけないといったことがあると思います。新型コロナウイルス感染症、それからウクライナ侵攻といった状況があります。そういった中で、やはり重要なのは先ほどPDCAのお話がありましたけれども、一つには機動性、それから効果性、ここをきちっと踏まえて計画をつくっていく、あるいは進めていく必要があると考えております。

そういったこともございますので、PDCAサイクルに使う予算、事業は、1年間といった中の制約がございます。その中で、どういう形でしっかり管理していくかというところは工夫が必要と思っております。

それから、もう一つ、幸福の関係でございますけれども、幸福といった言葉そのものは抽象性が高いように受けとられるかと思えます。そういったこともありまして、いわて県民計画（2019～2028）におきましては、その下に幸福を一人一人が判断する際の要素となる12の要素がございます。これらを基に10の政策分野を組み上げて、そしてそれらについて具体的に取り組みを進めていくことによって、10の分野、12の領域、これらについて一人一人の幸福感、幸福を判断する上での実感を高め、ひいては一番上の主観的幸福感を高めていくことを目指したいといったものがこのいわて県民計画（2019～2028）の趣旨でございます。

ですので、新型コロナウイルス感染症であるとか、あるいは円安傾向、さまざまなエネルギー価格が上がっているといった状況においては、その12の領域の中でも、例えば暮らしに関する収入でありますとか、仕事、あるいはその中での教育、子育てといったところについてもかなり課題が大きくなっていると考えております。

そういった形で、単に抽象的な幸福感だけを中心に見るのではなくて、よりブレイクダウンした形での12の領域、それぞれに県民意識調査の結果などを見ながら、何が、どこが課題になっているのかといったことをしっかりと踏まえて、次のアクションプランをつくってまいりたいと考えております。その際には、やはり産業面、かなりハードといいますか、そういった分野にもしっかりと手当てをしていく必要があると考えておりますし、4年に1遍のアクションプランをつくる機会でございますので、市町村との意見交換をしっかりとやっていかなければならないと思います。これまでも地域説明会などで地域と、あるいは市町村と意見交換しておりますけれども、毎年の取り組みに合わせて4年に1回のアクションプラン策定年ですので、ここは心して意見交換をしてみたいと考えております。

○飯澤匡委員 皆さん方はこの計画をつくった立場なので、これを主軸にしてやっていかなければならないという考え方に立つ、これは仕方がないのですけれども、私はそれだけを守っていては、なかなか県民の前進は図られないのではないかと思います。心して、自己満足に陥らないようにしてください。なぜこういうことになっているのかとつらつら考えてみると、主軸たる岩手県の県政は、これで進んでいくのだというのがなかなか見えてこないのです。それがゆえに、こういう抽象的な計画で一つ一つ洗い出してやるという、そういうアプローチは、逆に一体何やっているのだろうという点につながりかねないと思います。

この件について去年の9月に知事に聞いて、私は捨てるべきも捨てる覚悟が必要ではないかと迫ったのですけれども、私が言ったからでしょうけれども、そういうつもりはないと。国体やラグビーワールドカップを実現させた県民の意識の高みがあれば何でもできるとの答弁でした。全然わからなかったのですけれども、その程度なのかと私はそのとき思いました。

繰り返しになりますが、これから県税収入も少なくなるし、トリガー条項を外されたらますます県の財政は厳しいです。そういうことを考えて、効果的に集中して挙げられる政策というのは常に頭の中に置いてやっていかないと、岩手県の県政は何なのだ、何をやっているのだろうということになりかねないと思います。

これはもうルールが敷かれた上で次のアクションプランつくらざるを得ないのでしょうけれども、そういうことをしっかり意識してやらないと、あなた方だけで完結するような形では、真の県民の幸福には私はつながらないと思いますので、その点よろしく願います。きょうはこの辺で終わります。

○工藤大輔委員 政策評価ですけれども、県の取り組みとすればそれぞれに事業を行い、

評価されていながら、そしてブラッシュアップしながら進めてきていると思うのですが、大きい課題として県北沿岸振興の成果といった際に、県庁と地域の認識に大きな乖離があるのではないかと思います。

県がこれから進めようとする方向性と市町村が進めたい方向性、産業振興であったり、人口の流出を防ぐ、あるいは帰ってきてもらうとか、そういった目標を持っていながらも、仕事の関係、職種の関係などが県内でも一番整っていないということもあって、戻りづらいような状況にあります。これらについては長く続いてきているのですが、単年ごとの評価はされているかもしれませんが、10年、20年とこれまでの県北沿岸振興の成果となればやってきたことだけを述べるのです。達成度だったり、本当に振興されてきたのかどうかといったところの評価がどうも弱くなってしまうと。こういったところをきちんと厳しく評価しながら、何が必要かということを具体的にさらに取り組んでください。東日本大震災津波の復興事業等も終わってきて、これからどうなっていくかということが重要な時期に入ってくると思います。

そういったことを想定しながら、より成果の出る評価の仕方を考えていただきたいし、特に県北沿岸振興という観点から見たら、市町村ともその評価の結果を共有し、そうだったねと、だったらこういうふうに進まなければねというところがまだまだ足りないのではないかと思います。

これからそういったことも含めて計画あるいは評価の中に取り入れて、地域が一体で進められるような体制を築いていく必要があると思いますが、まずこの点についてお伺いします。

○竹澤参事兼政策企画課総括課長 第2期政策推進プランの策定に当たりましては、第1期のプランを策定するときにも市町村の皆様からは御意見を頂戴したところがございますけれども、第1期プランと第2期プランでは、ただいまの議論の中でもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の状況ですとか、足元ですとウクライナの状況ですとか、あと人口減少も想定よりも早く進んでいると、そういった環境の変化がございますので、第2期のプランの策定に当たりまして、やはり市町村の方々と十分に意見交換をしながら策定を進めていきたいと考えております。

また、より効果の上がる政策評価ということもございますけれども、政策推進プランの策定に合わせまして、地域振興プランの策定も進めていくこととしておりますので、これまでの各地域ごとの取り組み状況、成果なども踏まえながら、地域で意見交換をさせていただいて、それを次のプランに反映していきたいと考えております。

○工藤大輔委員 今竹澤参事兼政策企画課総括課長から説明があった中で、事業に反映されたとしても、予算投下の規模など合致しないところがあると思いますので、その点について、県北地域だったら県北地域の振興局管内、そういったところと深く詰めて、しっかりと予算投下されるようにやっていかないと、結果と認識の中で乖離が生じ続けて、いつまでたっても同じような不満感が続いていくと思いますので、評価し、予算編成に反映さ

せるということであれば、その辺についてもう少し取り組んでいただきたいと思います。

それと、これまで長くこの評価システムをとってきたわけですが、ブラッシュアップするごとに職員の業務かなりふえてきているのではないかと思うのです。あらゆる分野について考え方が出くる中で、職員の人数も減っている、そのほかの業務の兼務発令が多い中で、この評価に対する負担を考えると、長くやってきたからこそ負担を軽減させる、効率的な評価体制にしていくということも同時に必要と思いますが、それらについての取り組みをどのように考えているか伺います。

○高橋評価課長 政策評価の負担感の部分でございますけれども、政策評価につきまして、工藤大輔委員の御指摘のとおり長い期間やってきておりまして、その過程におきましては評価調書の作成過程におけるペーパーレス化や、指標達成度の判定の自動化のような作業の省力化的な部分につきましても進めてきております。さらに、先ほど説明させていただきました評価調書の簡素化などの事務の省力化、効率化に取り組んできたところではございます。

工藤大輔委員の御指摘のとおり作業の負担という部分がございますので、評価を適切に実施するというのがよりよい政策の形成につながる必要なプロセスと考えておりますけれども、引き続き作業の省力化の部分の観点を持ちながら見直しを行うことによって、配慮していきたいと考えております。

○小野政策企画部長 今評価の作業の省力化、見直しについてお話がありました。委員の皆様も御承知のとおり、作業としての評価というのはある程度定型化しているのですが、それをやるための前提としてのアクションプラン、そののつくりつけ、指標の設定、先ほどお話がありましたロジックをきちんと組み立てられているか、そこがきちんと一貫通貫で通っていることによって、評価はある程度シンプルに考えることができるのではないかと考えております。あるいは、指標の設定についても、さまざまな数も含めて御意見を頂戴しておりますけれども、そういったところもございまして、この4年に1度のアクションプランの見直しのタイミングで、アクションプラン自体を明確化するロジックなど、あるいは指標など、それによって評価についてもおのずからそこはある程度の省力化といいますか、作業量の低減は図られると考えております。

そういったこともありますので、まずはアクションプランをいろいろな御意見を踏まえてしっかりとつくっていくといったところ、それから省力化につきましては、どうしてもレポートがだんだん厚くなっているという実感は委員の皆様もお持ちなのですが、一つにはさきほど説明しましたように、政策の項目数がふえているといったこと、計画自体が変わったという、いかんともし難いところはあるのですが、さまざまこの中でも定性的な表現でございますとか、そういったところについての書き方を工夫することができると思いますので、できるだけそういったところも含めて、職員の過重な負担感を少しでもなくすことのできるような工夫をしまいたいと思います。

○工藤大輔委員 皆さんもわかっているとおり、評価が大事なのではなくて、やった事業

の成果が大事なわけですし、小野政策企画部長の若いころと比べれば全然体制が違うからかもしれませんけれども、私は県庁が最近どうも内向きになって、職員の数が減って仕事がふえ、外の声に接している時間が随分減っているのではないかと感じるのです。ふだんの仕事の段階からそうですけれども、意見が施策に入ってくるには、もっともっと県民と接しなければならないと思いますし、振興局の職員だけではなくて、本庁の職員が会って接しなければいけない、そういったところからよりよい計画が出てくると思います。現計画は、当時小野政策企画部長がかなり苦勞しながらつくったことはわかっていますが、今回またこの部署の長に就いたわけですので、さらによりよいものとなるように、議会の意見も踏まえて変更すべきところは変更するという答弁も先ほどありましたので、今後議会でもチェックしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって政策評価について調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なければ、これをもって政策企画部の調査を終わります。政策企画部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

この際、執行部から岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉総務部長 3月22日の当委員会におきまして事前に説明をさせていただいております岩手県県税条例の一部を改正する条例につきまして、3月31日に専決処分を行いましたので、その内容を御報告申し上げます。

これは3月22日に国会で成立し、同月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、県税条例の関係規定につきまして条例改正を要することから、専決処分を行ったものでございます。

改正内容につきましては、お手元に岩手県県税条例の一部を改正する条例の概要を配付しておりますが、事前に御説明申し上げた内容のとおりでございます。公布された地方税法の改正内容どおりでございます。

なお、この専決処分につきましては、次の県議会におきまして承認を求める議案として専決処分の報告議案を提出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤副部長 県防災ヘリコプターによる消火活動中の負傷事案について御報告いたします。

今月3日日曜日に岩泉町の山林火災の際の防災ヘリによる消火活動中に、消防団員1名が負傷されたことについて、先日メール等により御報告させていただいておりましたが、その後国土交通省運輸安全委員会による航空事故調査を受けましたので、改めて事案の概

要等について御報告いたします。

まずもって消火活動中に負傷された消防団員の方及び御家族に心からお見舞い申し上げます。一日も早い回復をお祈りいたします。

それでは、お手元に配付の資料をごらん願います。1、事案の概要等でございます。(1)、負傷事案の発生日時は4月3日日曜日、15時30分ころでございます。

(2)、事案の概要ですが、4月3日11時10分ころに発生しました岩泉町安家地内での山林火災の際、防災ヘリの散水による消火活動中に、岩泉町の消防団員1名の男性が負傷されたものであります。現在胸腰椎骨折により県内医療機関に入院中でございます。

なお、当該山林火災は、4月3日中の夕方16時20分に鎮圧、翌4日に鎮火しております。

2、県の対応でございます。まず、(1)、国土交通省への報告等、ア、報告についてありますが、防災ヘリからの散水により負傷したとの情報がありましたので、4月3日20時ころに国土交通省東京航空局に報告し、4月5日に国土交通省運輸安全委員会による航空事故調査を受けることが決定されました。

イ、航空事故調査についてですが、運輸安全委員会が指定した航空事故調査官により、4月6日午後に聞き取り調査、4月7日に現地調査が行われました。運輸安全委員会によりますと、防災ヘリの機体に異常は認められず、運航に支障はないとのことでありました。また、調査結果の取りまとめには数カ月を要するとのことでありました。

(2)、再発防止等についてであります。今般の事案を受け、防災ヘリの運航、消火活動など関係するマニュアルに基づく安全対策を改めて確認、再徹底を行ったところです。

また、県としても今回の事案の事実確認を進めており、必要に応じ関係マニュアルの見直し等を行うこととしております。

今後も原因究明に向けた運輸安全委員会による航空事故調査に真摯に対応するとともに、調査結果を踏まえ、再発防止策を検討してまいります。以上で報告を終わります。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対する質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 大変ゆゆしき事態だと思っています。本来防災ヘリコプターが入る際には、下には絶対消防団員が入らないというマニュアルがあるはずだったのに、なぜこうなったのか。また、そういう確認が行われなかったのかと。東日本大震災津波を経て、消防団員に対する生命の安全性を確保するために、いろいろな装備の充実というのをこれまで図ってきたはずですが。例えば無線機を持たせるとか。そういうことがなかったのかということです。そもそも、火事が起きること自体が問題ではあるのですが、それにしてもあってはいけない事案だと思いますが、消防団で横の連携、連絡というのはなされなかったのかお伺いしたいと思います。

○田端消防安全課総括課長 消火活動中の安全対策につきましては、マニュアル等に基づきやることとなっております。当日も地上と上空で開始時間、それから範囲を確認して、その後地上で無線あるいは拡声器によりその場所からの退避を誘導し、その後ヘリコプタ

一で上空から目視により確認後散水を行ったと、マニュアルどおりに行ったと報告を受けております。

そういった中で今回の負傷事案が生じたということになっておりますが、詳細について県でも聞き取り等を行いながら、あるいは運輸安全委員会の調査に協力しながら、なぜこのようになったのか、どういったところに不備があったのかというのを今後詳細に検討の上、対応してまいりたいと思っております。

○城内よしひこ委員 春先と秋口には、山火事等がこれまでも多く発生してきました。そういうことを考えると、こういった事案が発生すること自体が問題だと思います。再発防止、再発防止と皆さんおっしゃいますけれども、これでもし命等にかかわるような事故になったらどうするのだと。もしかしたら今のような説明では済まなかったのではないかと思うところであります。ぜひ目視等も含めてですけれども、装備の点検も含めて、事故の再発防止というのを再度厳しく点検していただいて、ましてや地域に消防団員が少なくなっているわけでもありますので、そういうことも含めて、御高齢の方々、若い方々に合ったマニュアルづくりもしっかりと検討していただいて、地域の安心、安全を守るための消防活動、防災活動にしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田端消防安全課総括課長 大変貴重な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

御指摘のとおり消防団員の減少、高齢化といったようなこともございます。そういった方々が安心して消防団に入って活動していただけるような、そういったものを今回のヘリコプターの事案もそうでございますけれども、それ以外のそういった日常の活動等のことも含めまして検討、対応してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 事故というのは、避けられるものと避けられないものがあります。今回のこの報告については、情報が少な過ぎます。例えば防災ヘリコプターが何トンの水を積んで、上空何メートルから散水したのか。それから、どういう状況でこの消防団員に散水の水がかかってしまったのか。恐らくかなりの水量でしょうから、非常に加速度がついてかなり厳しい状況だと、けがをしたのでそういうことだったと思うのですが、まずそれが第1点。

それから、最終的に散水をするというタイミングは誰が判断をしているのか。さっきのやり取りもマニュアルの見直しと言うけれども、その原因究明の可能性ぐらいは、どこに原因があったのかと思われるくらい書かないと、ただぶつかりました、けがをしましたぐらいの報告書では、運輸業の世界では運輸支局は受け取りませんよ、こんなものでは。すぐ突っ返されますよ。我々は県民の代表だから、きちんと第一報で捉えて報告してもらわないと困ると思うのだけれども、どういう具合でこういう説明になったのですか。当該部局は独自に調査をしなかったのですか。

○田端消防安全課総括課長 初めのお尋ねでございますけれども、散水して消防団員の方に水が当たったという状況におきましては、700 リットルの水を上空約 30 メートルのどこ

ろから飛行しながら散水したと報告を受けております。

最終的な放水の判断でございますけれども、ヘリコプターに乗員している防空隊員の指揮者から放水開始の合図でオペレーターが放水することになっておりまして、その際に目視で確認して放水を指示するということになっております。今回目視での確認を直前まで行っていたということでございますけれども、聞き取った結果によりますと、直前まで確認できず、放水後に人がいることに気がついたという報告を受けております。

○飯澤匡委員 地上側の責任者というのは、どういう人間が当たって、どういう連絡系統でやっているのですか。いい機会ですので、具体的に教えてください。

○田端消防安全課総括課長 先ほどと重複いたしますけれども、上空の指揮をする者と地上で連絡を受ける者が放水場所、放水時間を共有します。その後で、地上で無線、拡声器、今回は拡声器を使用したと伺っております。無線を併用したかどうかについては、確認が取れておりませんが、拡声器で放送したということでございます。それで、退避する時間のタイミングに合わせてヘリコプターが上空に参りまして、散水場所を目視で確認しながら散水するということでございます。その際に、それぞれの消防団員といいますか、現場で活動していた方々は、そのエリアから退避するということになっております。

○飯澤匡委員 では、地上側の責任者というのは、どういう組織の人間で、それから消防団との連絡というのはどういう指示系統でなされていたのか、その点について説明してください。

○田端消防安全課総括課長 地上でヘリコプターと連絡する者は、県の防災ヘリの隊員でございます。地上隊の現場は、消防署の職員が対応しておりまして、消防署から消防署員、それから消防団員というような方々に、今回は拡声器でそういった指示をしたとなっております。

○飯澤匡委員 当時の消防団というのは、どれぐらいの規模だったのですか。複数の団であったのか、広域の消防団の組織だったのか、どういう編成だったのでしょうか。

○田端消防安全課総括課長 細かい数字を今持ち合わせてはおりませんが、いわゆる行政組合の消防署職員、それから市町村が委嘱しております消防団の方々、これらを合わせて、消防団の方々十数人と伺っております。二十数人が対応したということでございます。消防本部のいわゆる消防の職員が21人、消防団が29人でございます。

○飯澤匡委員 気になるのは、指示系統なのです。消防団が、例えば1部とか2部とか3部とか、同じ岩泉町内の消防団なのか、さっき私が言ったように宮古地区からも応援に来てそういう被災したのか、参加したのは岩泉町の消防団だけですか。ここは大事なのです。次の再発防止にあっても、消防団の連絡はどうなっているのか、ただスピーカーでやったのか、それがマニュアルに沿っているのかと。そこをしっかりと調べないと、広域の消防防火訓練というのはどこでもやっていますけれども、こういうときに事故があっては困るわけですから。

○田端消防安全課総括課長 消防団につきましては、岩泉町の消防団ということでござい

ます。広域の消防、いわゆる組織の消防につきましては、岩泉消防署が対応したと伺っております。

○**飯澤匡委員** 今聞き出してようやく詳細が何となく見えてきたので、具体的に書かないとわからないですね。そこはきちんと改善をするようにお願いしたいと思います。

何年か前にも消防団員が、あれは消防の職員だったのですよね。そういう事案もあるので、今回の事案は、しっかりと調査をして、再発防止に努めてほしいと思います。

城内よしひこ委員からもありましたように、非常に林野火災が多いです。こういう事案が2回、3回と続くとなると、信頼問題に本当に大きく影響するので、思われるのではなくて、危機管理ですから、呼びかけ自体に問題があったのか、指示系統に問題があったのか、確認に問題があったのか、どこに問題があったのかというのをしっかりと明らかにしてほしいと思います。いかがですか。

○**田端消防安全課総括課長** 今御指摘をいただきましたことも含めまして、しっかりと調査して対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○**工藤大輔委員** 私からも確認を取らせてもらいたいと思います。

県は、この事故発生後、何回聞き取り調査等をして、この報告になったのかということと、先ほどから質疑が交わされているとおりに、報告にはかなりばふっとしたもので、具体的な中身というのが全くわからない報告だと感じております。

そこで、地上部隊の方で散水する前に確認をしているようではございますけれども、誘導はされたとしても退避の確認方法というのはマニュアルにあったのかどうか、あるいは実際にはどのような形で、退避の確認をして放水をすることになったのか、この辺の確認をさせていただきます。

○**田端消防安全課総括課長** まず、最初のお尋ねでございます。対応した職員からどの程度聞き取りを行ったかということでございますけれども、当日帰ってきてから概要の報告を受けて、次の日以降に1人当たり1回ないし2回、聞き取りを行っております。そのほかに、事故調査委員会の聞き取りにそれぞれ対応した職員が対応しておりますので、その聞き取り結果を聞き取るという格好で、都合2回ないし3回の聞き取りを行っております。

次の地上避難の確認方法でございますけれども、マニュアルそのものには避難を誘導すると、呼びかけるということと、上空から確認して放水、散水をするというところまでしか書いておりませんで、今御指摘のあった避難を確認してというところにつきましては、運用でやっているということでございます。今回その部分がどの程度情報共有されたかというところにつきまして、今現在詳しく調査中ということでございます。

○**工藤大輔委員** それでは、実際事故があった、この負傷した方がどのような形で発見されたのか。その方がそこから人のいるところに自分で来てわかったのか、それとも誰かが発見したのか、事故のそのときの状況を説明してください。

○**田端消防安全課総括課長** 時系列で若干お話いたしますと、午後3時半ころ放水した

ものがその方に当たったということで、上空からは当たったのではないかという確認と、山側に向かって転んだようだという確認はしております。その後、午後4時半ころまでヘリコプターによる散水が続いておりまして、その負傷された方も他の隊員と一緒に待機していたということで、歩行などは、若干痛みを感じながらも、そのまま行っていたということでございます。その日の作業が終わった午後5時半ころに痛みを訴えたので、病院に搬送したということで、病院での検査で骨折が判明したということでございます。

○**工藤大輔委員** 先ほど聞いた誘導して退避の確認も運用の中でやったということであれば、聞き取りをしていけばもうわかっていることなのかなと思うのです。これから航空事故調査官による調査が進められて、結果は数カ月先ということのようなのですが、岩手県とすれば、この事案について今後どのような聞き取りをし、結果をまとめ、必要であればマニュアルに反映させるとか、今後のスケジュールやどのような形でやろうとしているのか示してください。

○**田端消防安全課総括課長** 事故調査委員会の報告書は数カ月かかるということでございまして、最終的にはそれを待つ必要があるとは感じておりますけれども、県といたしましては、これまでに行った聞き取り、それから地元の消防署職員とも確認等を進めて、早い時期に、連休前あるいは前後をめどに問題点を洗い出し、マニュアルの改定につきましては、全国的な運用の中に独自で改定して支障があるもの、ないもの等々ございますので、そういった中で改定したいと思っております。

なお、御本人につきまして、今新型コロナウイルス感染症の影響で直接面会ができないような状況になっておりますので、御本人からの確認もタイミングを見ながら進めて、そういった改定に生かしてまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** この資料はよくわからないので、やり取り等も含めてもう少し具体的な調査をしているでしょうから、菅野ひろのり委員長経由で結構ですので、精査をして示していただきたいと思えます。

○**田端消防安全課総括課長** はい、かしこまりました。

○**名須川晋委員** 時間も時間でございますので、簡潔に質問させていただきます。

先ほどの飯澤匡委員、そして工藤大輔委員のお話で、私も一報がファクスで事務所に届きました。一報ですから、その程度の概要でよくわからないなと思ったのですが、きょうの資料を見ても、あまりにも概要が簡略過ぎると思っております。

そうした中で、先ほど飯澤匡委員の御質問には、地上30メートルから700リットルということで、直接散水の水が当たったのかと思ったら、先ほどの御答弁では当たったのでしょうか、山側に倒れられて、その影響で転んで骨折をされたという可能性もあることがわかったというか、そういう可能性もあるのだとわかりましたので、あとは骨折の程度、具合というところと、何回目の散水で事故が起きて、その後、ヘリコプターはどのような行動を取ったのかという、この2点を説明してください。

それともう一つ、この補償についてはどうなるのかという3点をお伺いいたします。

○**田端消防安全課総括課長** まず1点目、骨折の具合でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり胸椎、腰椎の骨折という診断でございます。昨日時点でございますけれども、詳細な治療方針が未定ということでございました。

ただ、御本人は手足は動かせるし、動こうと思えば自力で移動できるという状況だけでも、医師の指示により移動しないようにと、動かないようにという指示を受けていると伺っております。

あと、散水の状況ですけれども、当日計13回散水しております。1回目から6回目までを1回目の給水で行いまして、その後給水を行いまして、7回目の飛行で今回の事案が生じたということでございます。その後、6回の散水を行いまして、午後4時半ころ終了という経緯でございます。

あと、補償といいますのは、恐らく御本人への補償ということだと思いますけれども、今現在でございますと公務災害の対象ということで、地元消防で手続を進めているという状況でございますが、診断と予後がはっきりしてからの手続になろうかと思っております。

○**飯澤匡委員** 今名須川晋委員から詳細にわたる報告書の提出を求められましたけれども、時系列、図面、これは一緒に出さないと全くわかりませんよね。そういう報告も、マニュアルというのがあるはずだから、議会に対してもそういうのをきちんとやってください。あわせて要望します。

○**工藤副部長** 各委員から御指摘、御意見いただいたことをしっかり受けとめて対応したいと思っております。

今回の御報告申し上げた件につきましては、事故調査委員会の調査中ということで、調査官からも原因等について今時点ではまだ何も言えないというようなお話ですとか、何よりも御本人からの事実確認がまだできていないというところで、取り急ぎの報告ということで、ただ何トンですとか、何メートルとか、そういったところとか、図面とか、おっしゃるとおりに、もう少しわかるところでしっかりと御報告を申し上げるべきところはしっかり受けとめたいと思っております。

後で先ほどお話ししました御本人からの聞き取りを含めた事実確認ですとか、事故調査委員会等とも調整いたしまして、可能な限り、事実確認をしっかり進めて対応を検討して進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○**菅野ひろのり委員長** ただいま工藤大輔委員等から、改めて今回の資料の要求がありました。執行部には今回説明いただいた内容等を改めて資料請求はできますでしょうか。

○**工藤副部長** 今もお話ししましたように、御本人様からの確認は絶対必要ですし、何よりも事故調査委員会と調整させていただいて、県で出すのであればこの辺りまででいいとか、そういった確認を取らせていただきたいというのはありますけれども、その上で出せるものについてはなるべく出したいと思っておりますけれども、検討させていただきたいと思っております。

○**菅野ひろのり委員長** きょう説明いただいた内容、あるいは確認事項を含めて精査した

ものを御提出いただくということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 では、ただいま工藤大輔委員等から申し出があった資料につきましては、後日委員の皆様へ配付させていただきたいと思いますので、御了承願います。

ほかに皆様方から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。